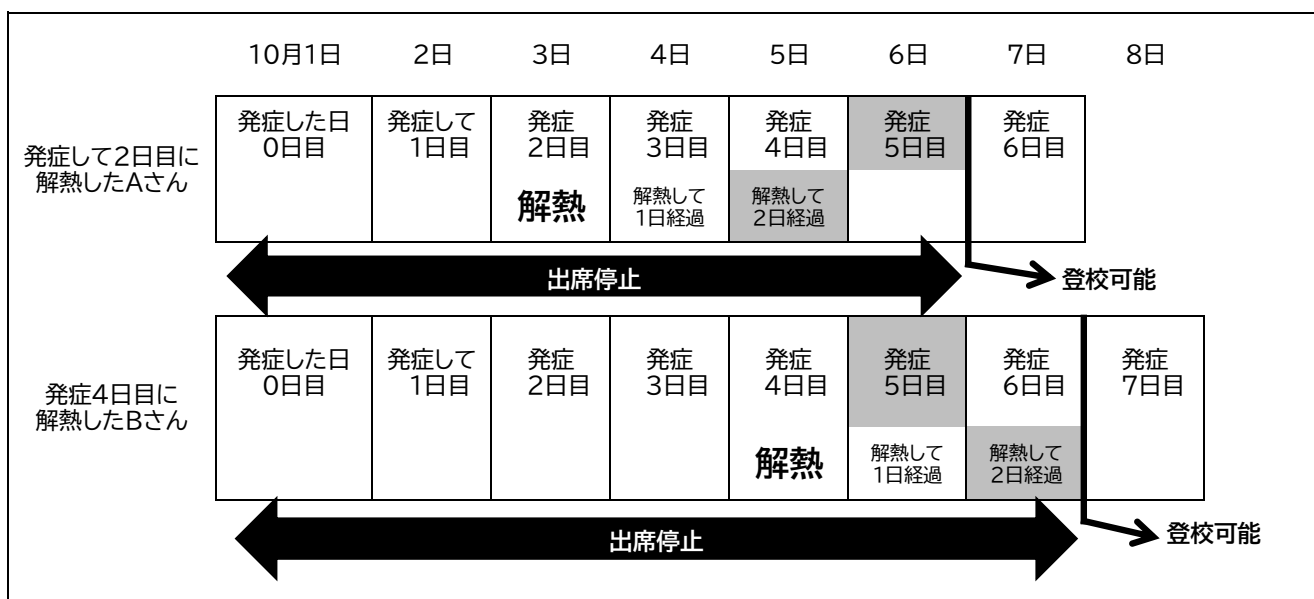


## ★インフルエンザの出席停止の基準

「発症後5日を経過」かつ「解熱後2日を経過」するまでです。

再登校可能日に熱以外の症状がある場合は自宅で療養してください。



## ★新型コロナウイルス感染症の出席停止の基準

「発症後5日を経過」かつ「症状軽快後1日を経過」するまでです。

\*症状が軽快とは・・・解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

